

特定消費設備に係る事故の報告、届書について

特定消費設備に係る事故の報告、届書については、下記の要領によります。

- 1 説明資料 1 (1)の特定消費設備による事故が発生した場合は、

「LPガス事故発生報告書」等により、直ちに記載の連絡先へ電話、FAXによる報告を行うこと。

連絡先は、報告書に記載されています。

- 2 届書

様式第57の2（第96条関係）

1の「LPガス事故発生報告書」

液化石油ガス事故報告書その1～その3

現場写真

現場周辺地図

返信用封筒（住所記入、切手貼付）

正本、副本の2部作成して提出すること。

- 3 提出先

郵便番号 650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県危機管理部消防保安課

電話 078-362-9827

FAX 078-362-9916

- 4 提出される場合は、(一社)兵庫県LPガス協会にも連絡をお願いします。

電話 078-361-8064

FAX 078-361-8073

以上

1 高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第 93 条の 2・第 96 条に係る事故の報告・届出先

事故の種類	報告・届出先	期限等	様式等
(1) 特定消費設備に係る以下の事故 ・人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故 ・漏洩したガスに引火し発生した負傷又は物損事故	産業保安監督部長	直ちに。 追加報告は、事故発生の日から 10 日以内。	電話、FAX、その他適当な方法 LP ガス事故発生報告書
	知事	遅滞なく	様式第 57 の 2 液化石油ガス事故報告 その 1～その 3
(2) 上記以外の LP ガス事故	知事	遅滞なく	様式第 57 その 1～その 3
(3) 喪失・盗難	知事	遅滞なく	様式第 57 液化石油ガス事故報告書 (喪失・盗難)

2 特定消費設備に係る事故報告、事故届

- (1) 販売事業者は、「特定消費設備」について次のいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに「特定消費設備」の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ、その他適当な方法により、事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長へ報告しなければならない。
 - ・「特定消費設備」の使用により、人が死亡、中毒又は酸欠となった事故
 - ・「特定消費設備」から漏えいしたガスに引火して発生した負傷又は物損事故
 - * 「特定消費設備」とは、ガスメーターから末端ガス栓までの配管等を除いた消費設備であり、名称及び機種については通達 [平成 18・12・26 原院第 5 号] 別表 2 参照
(高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第 93 条の 2)
- (2) 「特定消費設備」に係る事故届書は事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
(高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第 96 条 (様式第 57 の 2))

3 液化石油ガス法に係る事故届書

保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければなりません。(規則第 133 条)

4 高圧ガス保安法に係る事故届

販売事業者は、次の場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければなりません。

- (1) その所有し、又は占有する液化石油ガスについて災害が発生したとき。
- (2) その所有し、又は占有する液化石油ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。
(高圧ガス保安法第 63 条第 1 項、液化石油ガス保安規則第 96 条 (様式第 57))

5 LP ガス事故の発生時には、事業者賠償責任保険の適用に関係があるため、所管行政庁に報告するとともに、事故発生場所の (一社) 兵庫県 LP ガス協会にも電話等で速やかに連絡すること。

6 県及び国の連絡先（特定消費設備に係る事故は、県と国の両方に報告すること。）

兵庫県	平日 9:00～18:00	産業保安課	電話 078-362-9827 FAX 078-362-9916
	休日・夜間	災害対策センター	電話 078-362-9898 FAX は、産業保安課へ
国	中部近畿産業保安監督部近畿支部保安課		電話 06-6966-6050 FAX 06-6966-6093

7 報告・届書の添付資料、

- ・ 事故直後又は発見時の現場写真
- ・ 現場周辺地図
- ・ 返信用封筒（住所等記入、切手貼済）を添えて、正本、副本の2部提出すること。
- ・ 提出、送付先

郵便番号	650-8567
住所	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
宛名	兵庫県企画県民部災害対策局産業保安課

8 事故分類

(1) A級事故

①	死者5名以上のもの。
②	死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、①以外のもの。
③	死者及び負傷者（軽傷者含む）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの。
④	爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね5億円以上）が生じたもの。
⑤	大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの。

(2) B級事故

A級事故以外であって、LPガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

①	死者1名以上4名以下のもの。
②	重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。
③	負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。
④	爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満）が生じたもの。

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外のLPガス事故。

なお、「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」は、C2級事故として取り扱う。

【C1級事故】	①	負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの。
	②	高圧法：爆発・火災又は破裂若しくは破損が生じたもの。 液石法：爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害が生じたもの。
	③	毒性ガスが漏えいした事故（高圧法のみ）
	④	①～③までのほか、反応暴走に起因する事故又は多量に漏えいが発生した事故（高圧法のみ）
【C2級事故】	①	C1級事故以外のLPガス事故。 「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」

9 事故種別

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「LPガス事故」という。）をいう。

①	漏えい	液化石油ガス（以下「LPガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。） ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。
②	漏えい爆発	LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。 イ. 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合） ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）
③	漏えい火災	LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）
④	中毒・酸欠	LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(2) 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

①	供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
②	消費設備（移動中のものを除く。）
③	貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

(3) その他の事故（事故報告非該当）

次の各号の一に掲げるものは、LPガス事故には該当しない。

①	自殺、故意、いたずら等が原因による事故。
②	自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。） 例) 地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。 例) 洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。
③	カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。
④	LPガスの漏えいがない状態で、LPガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
⑤	その他上記（1）に掲げるLPガス事故に該当しない事故。 例) 自動車の飛び込みによる事故。

10 人的被害

液化石油ガス法における人的被害の定義は、以下のとおりとする。

①	死者	事故発生後、5日（120時間）以内に死亡が確認された者。
②	重傷者 「重症者」	事故発生後、30日以上の治療を要する負傷した者。 （CO中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。）
③	軽傷者 「軽症者」	事故発生後、30日未満の治療を要する負傷した者。 （CO中毒等、外傷を伴わない場合は、「軽症者」という。）

LPガス事故発生報告書（特定消費設備による事故の場合の報告例）

LPガス事故発生報告書（速報第 報）

事故連絡先：中部近畿産業保安監督部近畿支部保安課

電話番号 06-6966-6050

FAX番号 06-6966-6093

事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃			
事故発生場所 (該当するものに○印を付けること)	住所			
	氏名又は名称			
	戸建住宅・マンション・アパート・雑居ビル・寮・旅館・飲食店・その他店舗（ ）・ 事務所・学校・集会所・医病院・作業所・工場・運搬中・LPガス事業所・その他（ ）			
事故の概要				
被害者と 損害区分 (該当するものに○印を付けること)	人的被害（無・不明）		物的被害（有・無・不明）	
	有 (不明)	死亡(名)うち(第三者名)	全焼・全壊・半焼・半壊・一部焼・ 破損・焦損・濡損・（ ）	
		重傷(名)うち(第三者名)	マンション・集合住宅・雑居ビル等の場合	
		軽傷(名)うち(第三者名)	総戸数 総室数	戸の内被害 室の内被害
事故の概要				
事故発生の 特定消費設備	機器製造 メーカー名称		機器製造 メーカー名称	
	機種		機種	
	型式		型式	
	製造年月	年 月	製造年月	年 月
その他参考となる事項	機器製造メーカーへの連絡事項（連絡済・連絡していない）			

令和 年 月 日

中部近畿産業保安監督部 殿

報告者（供給事業者）

所在地 _____

名称 _____

代表者名 _____ 印

報告者

氏名 _____

連絡先 ☎ () _____

通達

特定消費設備に係る事故報告について

平成18年12月26日 原院第5号

平成18年12月27日

液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）
並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条
第2項の運用について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-274a-06-01

原子力安全・保安院は、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。以下同じ。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「液石法施行規則」という。）第131条第2項の運用について下記のとおり定める。

記

1. 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 液石則第93条の2の規定により液化石油ガス販売事業者が行う事故情報の報告先について
特定消費設備に係る事故が発生した場合には、別表1により事故報告を行うこと。
- (2) 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種について
事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種については、別表2の中から選択すること。
- (3) その他

- ① 液石則第93条の2の規定に基づき液化石油ガス販売事業者が当省に対して行う事故報告の期限等について
本報告は、事故の発生及び当該事故に係る情報を直ちに当省に報告することにより、人的被害や物損被害が少ない場合でも、全国的な同様の事例調査や一般消費者等に対する注意喚起等の対応を速やかに行う必要性を判断することを主目的としているものであることから、報告事項のうち不明な点がある場合には「不明」である点を明確にした上で、直ちに報告を行うこと。

なお、当初報告時点において「不明」と報告した事項については、本報告の趣旨にかんがみ、新しい情報が入り次第、追加報告をすること。

追加報告の実施期間は、都道府県知事が当省に事故詳細を提出するまでの期間である「事故発生の日から10日」とし、その時点において、なお不明な場合においては、都道府県知事が液石則第96条の2の規定により作成する事故報告に必要な調査への対応として、都道府県知事に対し回答又は追加報告すること。

- ② 液石則第96条の規定に基づき液化石油ガス販売事業者が都道府県に対して行う事故届の提出期限等について
本届は、事故の発生及び当該事故に係る情報を遅滞なく都道府県知事に提出することにより、二次災害の防止、当該事故原因の究明・再発防止等を図ることを主目的として実施するものであり、本届を受けた都道府県に対して、事故の発生後一定期間が経過した後に当省宛の事故詳細の提出を求めているものである。
このため、本届の当初提出時点において報告事項のうち不明な点がある場合には「不明」と記載の上、遅滞なく都道府県宛提出を行うことはやむを得ないと考えるが、本報告の趣旨にかんがみ、都道府県知事が液石則第96条の2の規定により作成する事故報告に必要な調査への対応として、都道府県知事に対し回答又は追加報告すること。

2. 液石法施行規則第131条第2項に規定する供給開始時調査及び定期消費設備調査に係る帳簿記載事項のうち燃焼器の製造者又は輸入者の名称並びに燃焼器の型式及び製造年月について

本記載事項は、燃焼器に問題があった場合に、当該燃焼器を使用する一般消費者等に対し、的確かつ迅速に注意喚起等の対応をするために、供給開始時調査及び定期消費設備調査を踏まえ帳簿への記載を求めているものである。

長期使用の燃焼器などで、表示ラベルの欠落、刻印の磨耗等により型式の特定が困難な場合又は燃焼器の設置状況によって当該燃焼器の全部若しくは一部を取り外さないと型式の特定が困難な場合には、「不明」として帳簿に記載することもやむを得ないものとする。ただし、当該燃焼器の製造者等に照会の上、不足情報について把握することが望まれる。

また、調査未実施の燃焼器との違いを明確に確認できるようにしておくこと。

なお、燃焼器の全部を取り外し、再度設置する場合には、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に抵触するおそれがあることに留意すること。

3. 適用時期について

本運用のうち、1. に記載の事項については、平成19年1月1日以降に行う事故報告及び事故届に適用し、2. に記載の事項については、平成19年4月1日以降に行う供給開始時調査及び定期消費設備調査に係る帳簿への記載に適用する。

別表 1

特定消費設備に係る事故発生時の報告先

中部近畿産業保安監督部近畿支部 保安課	電話 :06-6966-6050 F A X :06-6966-6093
兵庫県企画県民部災害対策局産業保安課LP・冷凍ガス係	電話 :078-362-9827 F A X :078-362-9916

別表 2

特定消費設備の名称及び機種

名 称	機 種	
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガストーブ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オーブン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オーブン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
硬質管	金属管	金属フレキシブルホース
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	低圧ホース（その他）
ゴム管等	ゴム管（両端迅速継手あり）	ゴム管（その他）
	塩化ビニルホース（両端迅速継手あり）	塩化ビニルホース（両端ゴム継手付）
末端ガス栓	ガス栓（ホースエンド）	ガス栓（迅速継手）
	ガス栓（フレキガス栓）	ガス栓（その他）
その他	その他	

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガストーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排気方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓(その他)」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内蔵していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター(外挿式に限る。)の有無を併記すること。

様式第57の2 (第96条関係)

事故届書	液石	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
氏名又は名称 (事業所の名称又は販売所の名称を含む。)			
住所又は事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
事故発生年月日			
事故発生場所			
事故の状況		別紙のとおり	
都道府県が行った措置			
事故原因		別紙のとおり	
その他参考となる事項		別紙のとおり	
事故発生の特 定消費設備	製造者又は 輸入者の名称		
	機種		
	型式		
	製造年月	年 月	
特定ガス消 費機器の設 置工事の監 督に関する 法律第6条 の規定によ る表示	工事業者の氏 名又は名称及 び連絡先		
	監督者の氏名		
	資格証の番号		
	施工内容及び 施工年月日		

令和 年 月 日

代表者



兵庫県知事殿

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - ×印の項は記載しないこと。
 - 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

液化石油ガス事故報告書 その1

様式2

報告年月 _____ 年 _____ 月 _____ 日 都道府県 _____ 担当部署 _____	報告段階 速報 中間 (第 _____ 報) 確報
事故発生日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日 _____ 時 _____ 分頃(24時間制) 事故分類 A B C1 C2 事故種別 LPガス事故 (漏えい 漏えい爆発 漏えい爆発・火災 漏えい火災 一酸化炭素中毒 酸欠) 人的被害 死者 _____ 名 (うち第三者 _____ 名) 重傷(症)者 _____ 名 (うち第三者 _____ 名) 軽傷(症)者 _____ 名 (うち第三者 _____ 名) 物的被害 ・全焼 ・半焼 ・一部焼損 ・全壊 ・半壊 ・一部破損 ・その他(_____) 被害物件詳細 _____ 損害見積額 _____ 億円(1億円未満は不要)	
事故発生場所 1 住所又は所在地 _____ (市区町村まで) I. 豪雪地帯 II. 地震防災対策強化地域 2 建物用途 ・一般住宅 ・共同住宅 ・宿泊施設(旅館・ホテル等) ・飲食店 ・その他店舗 ・学校等 ・病院等 ・工場 ・事務所 ・その他 (_____) I. 屋内 II. 屋外 3 安全装置等の設置義務 ・設置義務施設 / ・その他 4 LPガス供給先 ・一般消費者等 / ・認定対象一般消費者等 5 LPガス供給状況 ・容器 (・体積販売 ・質量販売) (_____ kg × _____ 本 (供給側 _____ 本 ・ 予備側 _____ 本)) ・バルク貯槽/貯槽 (_____ kg _____ 基) 6 事故原因箇所	
・貯蔵施設 ・充てん設備 (使用の本拠の所在地 / 充てん作業) 高圧部 ・容器 ・バルク貯槽/貯槽 ・容器バルブ ・高圧ホース (製造者又は輸入者名 _____ ・ 型式 _____ ・ 製造年月 _____) ・集合装置 ・供給管 (本管/継手部 ・ 管の種類 (硬質管(白管 ・ その他(_____)) ・ その他(_____)) (露出部/隠ぺい部 ・ 埋設部 ・ その他(_____)) (施工年 _____)) ・調整器 (単段式/自動切替コ/その他) (製造者又は輸入者名 _____ ・ 型式 _____ ・ 製造年月 _____) (容量 _____ kg/h)	
・供給管 (本管/継手部 ・ 管の種類 _____ ・ 露出部/隠ぺい部/埋設部/その他(_____)) ・ガスメータ (製造者又は輸入者名 _____ ・ 型式 _____ ・ 設置年月 _____ ・ 容量 _____ m ³ /h) ・配管 (末端ガス栓まで) (本管/継手部 ・ 管の種類 _____ ・ 露出部/隠ぺい部/埋設部/その他(_____) ・ 施工年 _____) ・ガス栓 (中間ガス栓/器具ガス栓/末端ガス栓(使用側・未使用側)) ・ ガス栓の種類 _____ ・ 製造者又は輸入者名 _____ ・ 製造年月 _____) ・配管 (末端ガス栓以降) (管の種類 _____ ・ 製造者又は輸入者名 _____ ・ 型式 _____ ・ 製造年月 _____) ・燃焼器具 (機種名称 _____ ・ 給排気方式(開放式・CF・FE・BF・FF・RF) _____) (立消え安全装置/不完全燃焼防止装置/その他(_____)/装置?) 低圧部 ※特定消費設備の場合 ・製造者又は輸入者の名称 _____ ・型式 _____ ・製造年月 _____ 【特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示】 ・特定工事事業者の氏名又は名称及び連絡先 _____ ・監督者の氏名 _____ ・資格証の番号 _____ ・施工内容及び施工年月日 _____	
販売事業者 1 販売事業者区分 販売事業者 / 認定販売事業者 (1号 / 2号) 2 販売事業者名称 _____ 登録番号 _____ 登録行政庁 _____ 3 販売事業者所在地 _____ 4 販売事業所名 _____ 5 販売事業所所在地 _____	
事故の状況 1 全容 _____ 2 原因 一次原因(直接原因) 【接続不良/損傷/腐食/劣化/不具合等/立消え/燃焼不良/換気不良/点火ミス/ガス栓等の開閉ミス/バルブ等の開閉ミス/その他/不明】 _____ 二次原因(間接原因) 【器具等製造不良/施工不完全/維持管理不完全/容器交換時等不備/供給設備点検不備/消費設備調査不備/緊急時対応不備/緊急時連絡不備/自然現象(風水害/地震/雪害/その他) /その他(_____)】 _____ 3 対策 _____	

液化石油ガス事故報告書 その2

様式2

事故発生先場所における供給機器安全装置設置状況:

安全装置等設置状況

- a.ガス放出防止器 a.設置 b.無し
- b.遮断弁付ガスメータ a.設置(S/E/SB/EB/その他())b.無し
- c.ヒューズガス栓 a.設置 b.無し
- d.自動ガス遮断装置 a.設置 (イ.ガス漏れ警報器連動 口.対震 ハ.その他) b.無し
- e.CO警報器 a.設置 (イ.鳴動した 口.鳴動しない ハ.不明) b.無し
- f.集中監視システム a.設置 (イ.双方向 口.片方向) b.無し
- g.ガス漏れ警報器 a.設置 (イ.鳴動した 口.鳴動しない(検知区域外/その他())ハ.不明) b.無し
- h.業務用換気警報器 a.設置 (イ.鳴動した 口.鳴動しない ハ.不明) b.無し

責任の所在:(該当する項目を全てについてチェックする。)

- a.一般消費者等 b.販売事業者 c.保安機関 d.他工事業者 e.ガス工事業者 f.器具等メーカー g.充てん事業者 h.配送事業者
- i.その他 () j.不明 ()

保安業務の実施状況(直近)

- 1 供給開始時点検調査 (実施年月日 _____ ・ 保安機関名称及び事業所名 _____ ・ 指摘事項等 _____)
- 2 容器交換時供給設備点検 (実施年月日 _____ ・ 保安機関名称及び事業所名 _____ ・ 指摘事項等 _____)
- 3 定期供給設備点検 (実施年月日 _____ ・ 保安機関名称及び事業所名 _____ ・ 指摘事項等 _____)
- 4 定期消費設備調査 (実施年月日 _____ ・ 保安機関名称及び事業所名 _____ ・ 指摘事項等 _____)
- 5 周知 (実施年月日 _____ ・ 保安機関名称及び事業所名 _____ ・ 指摘事項等 _____)
- 6 緊急時対応 (実施年月日 _____ ・ 保安機関名称及び事業所名 _____ ・ 指摘事項等 _____)
- 7 緊急時連絡 (実施年月日 _____ ・ 保安機関名称及び事業所名 _____ ・ 指摘事項等 _____)

液化石油ガス事故報告書 その3

様式2

事故措置・対策

1 都道府県等が行った措置

--

2 法令違反の有無

- ・ 事故原因が直接法令違反の場合 (関係条項)
- ・ その他の法令違反の場合 (関係条項)
- ・ 違反事項なし